

「いじめ防止基本方針」

飯山市立木島小学校

「いじめ防止対策推進法」を受け、平成25年10月11日に公表された国の「いじめ防止のための基本的な方針」および同別添「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を踏まえ、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにもありうる」という認識に立ち、いじめを許さない学校・学級づくりに基盤を置き、人権意識を高め、差別やいじめのない安心して学べる明るい学校づくり・学級づくりを推進します。その具体的手立てとして、以下のような行動計画を策定し、いじめの未然防止・早期発見・対応を進めます。

1 いじめ問題に関する基本的なとらえ

「いじめ」の定義、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。

以上文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という考え方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止のために

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む事が最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。児童の特性を把握し、年間を通じた予防的な取組を計画的に実施する必要があります。

(1) 教師を視点にして（授業づくり・児童の居場所づくり・人権感覚の醸成）

- ① 授業改善によるわかる授業の推進
- ② 学習環境づくり
- ③ 教師自身の人権感覚の醸成

【研究主任】
【研究主任】
【教頭・研修係】

- ・いじめに関わる職員研修の機会の充実をはかる。
 - ※体罰に係わるアンケートの実施と研修
 - ※「教師の人権意識チェック55」を利用した、振り返りと研修
 - ※Q-U研修，特別支援教育に関わる研修
 - ※情報モラルに関わる研修
- ④同僚性を生かした職場環境づくり 【教頭】
 - ・全ての教職員が全ての子どものいじめ問題に関わる。(チーム体制)
- ⑤情報モラル教育の実施 【情報管理委員会】【担任】
 - ・インターネットの特殊性による危険性や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は，多くの人にすぐに広まる
- 匿名で書き込みした人は，特定できる
- 違法情報や有害情報が含まれている
- 書き込みが原因で，思わぬトラブルを招き，被害者の自殺や傷害などの別の犯罪につながる可能性がある
- 一度流失した情報は，簡単に回収できない。

- (2)児童を視点にして
- ①友人関係・集団づくり・社会性の育成 【担任・生徒指導主任・人権主任】
- ・社会体験，交流体験を通して，児童が自ら気づく・学ぶ機会とする。 【全職員】
 - ・道徳教育，学級活動を通して，いじめを見かけたら，児童がその場で注意し，担任等に報告・連絡・相談できる集団の一員としての自覚・態度を身につける。
 - ・Q-Uの実施と，結果を生かした，学級づくり。 【学級担任】

3 いじめの早期発見のために

いじめは，早期発見が，早期解決の最大の方法と言えます。早期発見のために，日頃から教職員と児童の信頼関係を高める事が大切です。いじめは，教職員や大人が気づきにくいところで行われ，潜在化しやすい。それだけに，教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し，いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また，児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し，保護者の方とも連携して情報収集することが大切です。

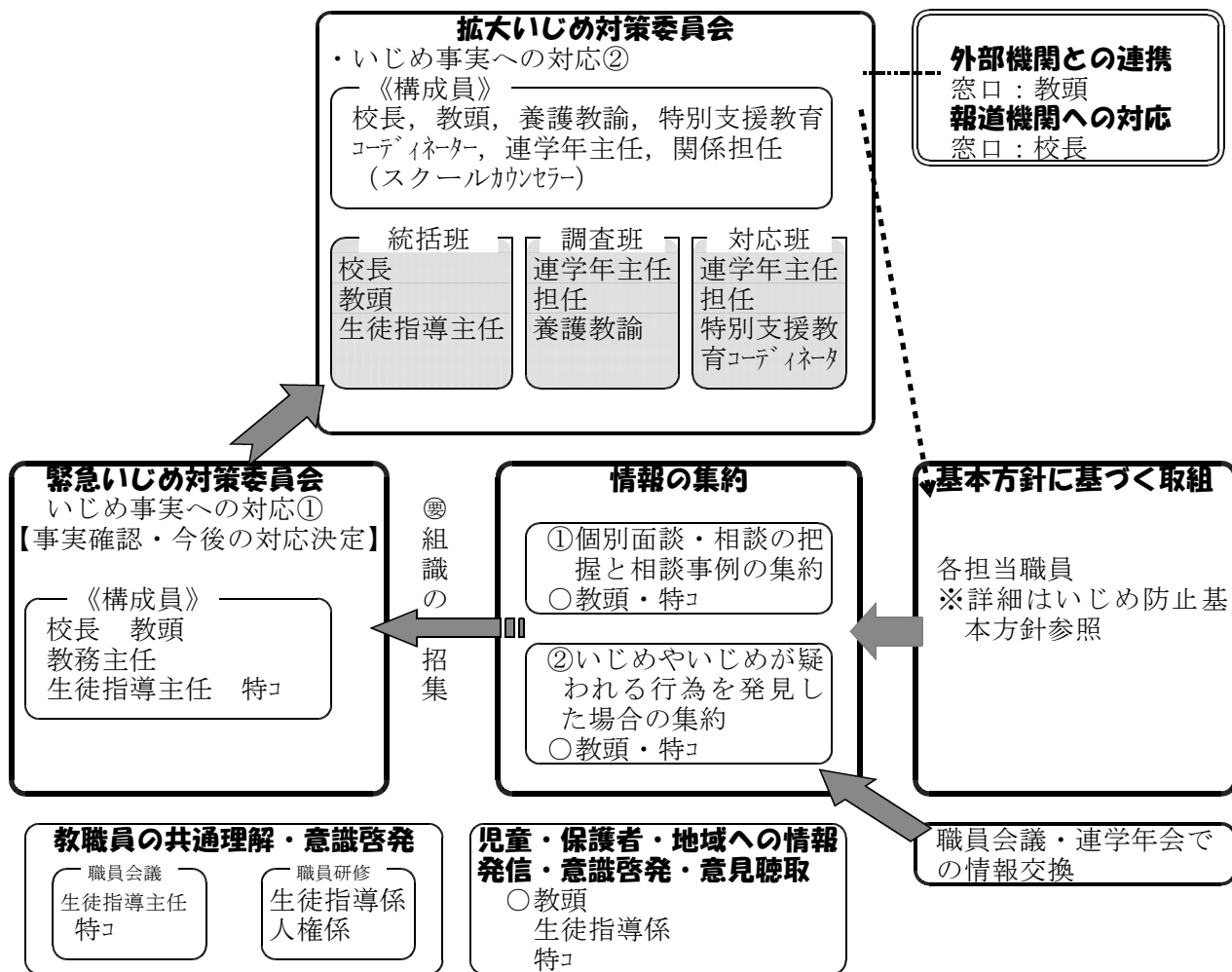
- (1)なかよし旬間の実施 【人権主任】
- ・年2回，人権について集中的に考え合える期間を設ける。(春・秋)
- (2)人権アンケートの実施 【人権主任】
- ・(1)のなかよし旬間に合わせ，児童への「人権アンケート」を実施し，児童一人一人の様子をつかむと共に，学級や学校の実態を把握し，人権旬間での指導に生かす。
- (3)毎月の「なかよしアンケート」の実施 【生徒指導主任】
- ・いじめや日常の悩みを知るために全児童に毎月実施。内容に応じて担任がその都度個別面談や指導をおこない記録する。
 - ・アンケート内容を係・校長・教頭がチェックし，必要に応じて対策委員会を開催して指導支援をすすめる。
- (4)個別相談週間の実施 【生徒指導主任】
- ・児童と学校職員が個別に話をする機会を設け，児童の悩み等，実態をつかんだり，児童の課題についてアドバイスをする時間とし，児童理解に生かす。
- (5)なんでも相談窓口の設置 【教頭・養護】
- ・「なんでも相談窓口」を設け，相談したい事があった時に，気軽に相談できるようにする。
 - また，ホームページや学校だより，学級PTA等の折に紹介し，周知を図る。
- (6)その他，各種チェックリストの活用 【生徒指導主任】
- ・学級や子どもの様子のチェックリストを活用して日常的に児童の様子を把握できるようにし，細かく個別・全体指導をおこなう。
 - ・チェックリストの結果をもとに，保護者や地域と連携し，いじめの早期発見につなげる。

4 いじめ問題取組の年間指導計画

	4月	5月	6月	7月
未然防止への取組	いじめチェックリストの活用 通年	Q-U実施① なかよし旬間		
	いじめ実態把握調査	学級づくり・人間関係づくり（行事の活用） 授業づくり・学習環境づくり		
	【情報モラル教育：参観】			【情報モラル教育：参観】
早期発見への取組		人権アンケート		個別相談週間
	なかよしアンケートと個別指導（毎月実施）			
職員会議等	←（事案発生時，緊急対応会議の招集）→			
	いじめ対策委員会 ・指針方針 ・指導計画確認	人権研修会	Q-U研修	

	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止への取組		Q-U実施②	なかよし旬間				
	学級づくり・人間関係づくり（行事の活用） 授業づくり・学習環境づくり						
	いじめチェックリストの活用 通年	【情報モラル教育：参観】				【情報モラル教育：参観】	
早期発見への取組		人権アンケート	学校評価アンケート	保護者懇談会			
			個別相談週間				
	なかよしアンケートと個別指導（毎月実施）						
職員会議等	←（事案発生時，緊急対応会議の招集）→						
	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2.3学期の計画	人権研修会	人権講演会 ※PTA主催	Q-U研修			いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討

5 いじめ防止のための組織



※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策委員会を招集，事案について第一次検討を行い，その上で，拡大いじめ対策委員会を招集する。

6 参考とする資料

- (1) いじめチェックリスト
 - ①学級の様子チェックシート
 - ②子どもの様子チェックシート（家庭用）
 - ③子どもの様子チェックシート（学校用）
 - ④教職員の人権チェック55
- (2) 職員研修資料（「いじめ対応充実の手引き⑦，⑬～⑯」）
- (3) ”いじめを見逃さない長野県”を目指す共同メッセージ